

農薬のミツバチへの影響評価において取り決めるべき事項について（案）

農薬のミツバチへの影響評価にかかるリスク管理措置における「使用時期の目安となる定義」について

1. 背景（検討にあたっての考え方）

農薬のミツバチへの影響評価にかかる被害防止方法としてのリスク管理措置（使用時期及び使用場所の制限）の用語においては、全国的に統一的な目安となる定義を示す必要がある。

使用時期の制限については、ミツバチへのリスクという観点とともに、農薬の使用現場での混乱を防ぐため、作物の調査基準等の定義との整合性も考慮する必要がある。

※「農薬のミツバチへの影響評価ガイダンス」の該当箇所

4. 影響評価と登録の判断及びリスク管理措置

4-2 リスク管理措置の検討

<リスク管理措置>

- ・使用時期を制限する
 - 接触暴露を避けるため、開花期を避け使用する
 - 経口暴露を避けるため、開花期終了後に使用する

2. 対応案

○使用時期の制限に関するもの

使用時期の制限にかかる用語のうち、開花、落花の率の目安について、定義を以下としてはどうか。

① 果樹（樹木類）

<開花>

定義：農薬を使用する圃場において、複数の対象樹木での開花が認められた日

<落花（開花終了）>

定義：農薬を使用する圃場において、ほぼ100%が落花（褐変または落弁）した日

※摘花処理による対応も可

<開花期>

定義：開花～落花（開花終了）まで

○使用時期の制限の記載例

・経口暴露評価対象

発芽（萌芽）*～開花期を除く

発芽（萌芽）*～落花（開花終了）までを除く

*農薬を使用する圃場で、発芽（萌芽）が認められた日

・接触暴露評価対象

開花期を除く

② 水稲

<出穂・開花期>

水稲は茎（穂）あたりの開花にずれが生じるため、以下の定義とする。

定義：農薬を使用する水田において、

出穂始（全茎数の約10%が出穂した日）～

出穂終了（全茎数のほぼ100%が出穂した日）

○使用時期の制限の記載例

・経口暴露評価対象

出穂終了後

・接触暴露評価対象

出穂始～出穂終了までを除く

参考文献

- 1) Growth stages of mono- and dicotyledonous plants BBCH Monograph Julius Kühn-Institut (JKI) Quedlinburg 2018
- 2) 岩手県農業研究センター 農作物調査基準
- 3) 一般社団法人日本植物防疫協会 JPP-NET 病害虫防除技術関係情報 発生予察事業の調査実施基準（「病害虫発生予察事業の実施について」昭和61年5月6日 61農蚕第2153号）
- 4) 地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業技術本部花・野菜技術センター 園芸作物の調査基準
- 5) 北海道後志総合振興局 後志管内主要農作物生育情報（用語解説）
- 6) 長野県南信農業試験場 令和2年果樹生態調査
- 7) 静岡県農林技術研究所果樹研究センター 令和2年度柑橘及び落葉果樹の生態調査結果
- 8) 和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課研究推進室 生育概況調査
- 9) 大分県果樹グループカボス・中晩柑チーム 2020年生態調査
- 10) 兵庫県稲・麦・大豆作等指導指針（第4章生育・収量調査法）
- 11) 農業ITシステムで用いる生育調査等の項目に関する個別ガイドライン（第1版）（平成30年4月17日 新戦略推進専門調査会 データ活用基盤・課題解決分科会取りまとめ）